

平成28年第4回安城市議会定例会陳情文書表

平成28年12月1日

番 号	陳 情 第 2 号	受理年月日	平成28年11月1日
件 名	住宅開発事業に関する陳情		
提 出 者	倉 谷 佳 伸 ほか3名		
付託委員会	建設常任委員会		
要 旨	<p>陳情の趣旨</p> <p>住吉町3丁目に開発が計画されている「(仮称)レゾンシティー安城住吉町」建設予定地は、工場跡地のため現状は、工業地域である。しかし、当該地区周辺に工場は存在せず、低層住宅密集地である。建設予定地北西側は、第一種住居地域であるが、東側及び南側周辺の低層住宅地は、工業地域であるため、建築基準法で日影規制や傾斜規制が配慮されない。よって、日影になる北東側住宅は、午後から日が当たる設定で住宅が建築されているため、午後からの3時間日影になると、冬至日1日の住居内に日差しの入る時間が2時間程度となり、日照権の権利のある4時間を大幅に下回る。また、南側住宅とわずか5mの距離で高さ60mのタワーマンションが建設され、風害やプライバシーの侵害、精神的圧迫感がある。こうした状況は、憲法第25条が保障する「健康で文化的な生活」を営む権利が侵害されている状態になる。さらに、冬至日にタワーマンションの日影になる住宅は、100軒以上の戸数にもなり、周辺住民の住環境を無視した無秩序な開発である。環境都市を宣言している安城市は、当該住宅開発事業の計画の手続きが安城市住宅開発事業の手続等に関する条例(平成27年12月24日安城市条例第55号)第1条の「地域との調和のとれた快適な住環境の実現に寄与」するものか十分検討したうえで、市長の同意を行ってください。</p>		
	<p>陳情事項</p> <p>「(仮称)レゾンシティー安城住吉町」新築工事の手続きについて、周辺住民の住環境を無視した開発に対して、安城市住宅開発事業の手続等に関する条例(平成27年12月24日安城市条例第55号)第1条の地域との調和のとれた快適な住環境の実現に寄与するものか十分検討したうえで、市長の同意を行ってください。</p>		